

令和4年1月14日

生徒・保護者 各位

青森県立青森南高等学校
校長 中道 哲

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における
感染拡大防止対策について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和4年1月13日付けで青森県教育委員会から下記の内容で通知がありましたので、お知らせいたします。

県立学校においては、今後の感染拡大を防ぐため、1月13日（木）から下記のとおり感染拡大防止対策を講じることとなります。

生徒及び保護者の皆さまには、引き続き感染症対策への御協力をよろしく申し上げます。

記

1 部活動について

(1) 活動日数

「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化庁活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができる。

(2) 対外試合

① 公式試合

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上位組織の団体が主催又は共催する大会、各競技団体（協会・連盟）が主催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加可能とする。

② 公式試合以外

他校との試合（練習試合を含む。）については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲内で実施可能とする。

ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。

【試合実施に当たっての留意事項】

① 一般的な事項

ア 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）

イ 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。

ウ 声援、指示など大声を出さないこと。

エ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。

オ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。

カ 移動の際も含めて、マスクを外した状態での会話は避けること。

キ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

ク 試合後2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医※に相談し、指示を仰ぐこと。

※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。 電話番号 0120-123-801 受付時間 24時間対応

- ② 全国・東北大会に係る留意事項
別紙のとおり。⇒ 本校HPに公開

(3) 合宿

合宿（学校単独で行うものを含む。）は禁止する。

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とする。また、スキー部等、練習場所が限られており合宿形式での練習が不可欠だと校長が認める場合は、実施可能とする。なお、実施に当たっては、合宿を行う地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。並びに、別紙留意事項に基づき、万全の対策を講じること。

(4) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

2 外部人材の活用について

県内の人材に限り来校による直接の指導を実施可能とする。ただし、外部人材及び児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

3 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底すること。

4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。